

## 南丹市国民健康保険南丹みやま診療所

### (介護予防) 訪問看護

#### 重要事項説明書

南丹市国民健康保険南丹みやま診療所の(介護予防)訪問看護は、(介護予防)訪問看護サービス事業〔指定事業者番号：京都府第2613400429〕として、京都府より介護保険事業者の指定を受けています。

要介護者等(介護が必要な方、医療的な看護が必要な方)の心身の状態をふまえて、家庭で快適な在宅療養生活が送れるように南丹みやま診療所の看護師が訪問し、介護・看護また介護方法の相談や支援を行います。

また、地域の保健・福祉・医療サービスと連携をとり、サービスの提供に努めます。

#### ○訪問看護を利用できる方

- 1 介護保険制度の要支援1から要介護5までの認定を受けられた方が利用できます。
- 2 要介護認定を受けていない方で、主治医より訪問看護が必要と認められた方が利用できます。

#### ○申し込み方法・相談窓口

主治医や介護支援専門員(ケアマネージャー)、または南丹みやま診療所(電話75-1113)にご連絡下さい。

#### ○サービス提供地域

南丹市美山町全域(左記の地域以外の方でも、サービスの利用を希望される方はご相談下さい。)

○職員体制

	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1名		兼務
看護職員	看護師	6名	1名	兼務
	准看護師		1名	兼務

その他、必要に応じて職員を配置します。

○開設時間

原則、月曜日 から 金曜日 午前9時00分 から 午後5時00分 まで

(原則、土、日曜日及び12月29日から翌年1月3日の期間は、休業します。)

緊急時は、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

○利用料金

1 介護保険制度の利用料に基づく金額（訪問看護） ※正看護師が訪問の場合

	所要時間	利用料金
訪問看護	20分未満	266円
	30分未満	399円
	30分以上1時間未満	574円
	1時間以上1時間30分未満	844円
予防訪問看護	20分未満	256円
	30分未満	382円
	30分以上1時間未満	553円
	1時間以上1時間30分未満	814円

※別途料金

項目	内容	利用料金
初回加算	新規、初回訪問時に加算	300円
看護体制強化加算	月に1回	200円
サービス提供体制加算	1回利用毎にサービス提供体制加算の料金を加算	6円
特別管理加算Ⅰ	留置カテーテル、胃ろうカテーテル等を使用している状態 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態	500円
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法、指導管理等を受けている状態 真皮を越える褥瘡の状態	250円
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問の場合、所要時間の料金を加算	315円
複数名訪問看護加算 (30分未満)	1回につき、必要に応じて加算	254円
複数名訪問看護加算 (30分以上)	1回につき、必要に応じて加算	402円
長時間訪問看護加算	特別管理加算のある方で、1回の時間が1時間30分を超える場合	300円
ターミナルケア加算		2,500円

- ・その他、利用料金に対して特別地域加算（15%）が加算されます。（1単位10円）
- ・准看護師の訪問の場合は、上記の金額の90%の料金となります。
- ・その他、夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）の場合は、25%加算、深夜（午後10時から午前6時）の場合は、50%の加算が行われます。
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算は所定単位数の99%、業務継続計画未策定減算は所定単位数の99%となります。

（注意）上記は1割負担の金額です。2割負担の場合は上記の倍額、3割負担の場合は3倍額です。

- 2 介護保険制度外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。
- 3 利用料のお支払いは、月末に計算し、翌月の請求となります。
- 4 介護認定を受けていない方で、主治医より訪問看護が必要と認められた方は、医療保険制度の適用となります。

#### ○契約解除について

事業者は、利用者又はその家族等が事業者对本契約を継続し難いほどの以下の不信行為を行った場合、文書で通知し、直ちに本契約を解除する場合があります。

- (1) 身体的な攻撃（暴行・傷害等）
- (2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等）
- (3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視等）
- (4) 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等）
- (5) 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る等）
- (6) 性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報の流布等）
- (7) 性的な行動（性的な関係を強要、身体の不必要な接触等）
- (8) その他、サービス利用または提供の継続が著しく困難になるような行為

※（1）～（7）引用文献 厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！より」

## ○緊急時の対応

通常の開設時間以外の場合にも、常時連絡の取れる体制をとっておりますので、心配や不安なことがあれば、ご連絡ください。

## ○事故発生時の対応

- 1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に速やかに連絡し、その他必要な措置をとります。
- 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、当事業所が加入する賠償責任保険等により、速やかに対応いたします。

## ○次のような場合にはご相談下さい

- ・病気や療養の方法に不安がある。
- ・病気やけが等で寝たきりになる心配がある。
- ・脳卒中の後遺症などでリハビリテーションがしたい。
- ・排尿、排便で困っている。
- ・口腔炎の処置を援助してほしい。
- ・とこずれの予防と処置が大変
- ・体の清拭、入浴、手足浴、洗髪をしたい。
- ・寝具やシーツの取り替えが大変
- ・食事の介助や調理が難しい。
- ・認知症の人の介護相談と援助がほしい。
- ・受診の判断や主治医の連絡が大変
- ・家族の健康相談と介護方法の説明
- ・カテーテル類の点検

- ・終末期の看護
- ・その他医師の指示による医療処置

○利用を中止される場合

できる限り、利用の前日までにご連絡下さい。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。

○その他

- 1 訪問看護師は、金銭の貸借などの取り扱いは、いたしません。
- 2 訪問看護師は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のための療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。
- 3 訪問看護師に対する贈り物や飲食等の提供は固くお断りします。

○サービス内容に関する苦情は、当事業所の相談・苦情担当窓口までご連絡ください。

担当者 南丹市国民健康保険南丹みやま診療所 看護師長 小林 明美

電 話 0771-75-1113

- ・当事業所以外の相談・苦情担当窓口

連絡先	電話番号
<b>【指定権者】</b> 京都府健康福祉部 高齢者支援課 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝除）	075-414-4567
<b>【公的団体の窓口】</b> 京都府国民健康保険団体連合会 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝除）	075-354-9011

## 【当事業所の概要】

名称	南丹市国民健康保険南丹みやま診療所		
所長	藤岡 嗣朗		
所在地	京都府南丹市美山町安掛下8番地		
電話	0771-75-1113	FAX	0771-75-0622

### 附 則

この重要事項説明書は、令和3年4月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和4年4月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和5年7月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和6年6月1日より施行する。